

## ○小樽市立地適正化計画策定委員会運営規程(案)

令和3年〇〇月〇〇日 決定

## (趣旨)

第1条 小樽市立地適正化計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱(以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、小樽市立地適正化計画策定委員会(以下「委員会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

## (会議の公開)

第2条 委員会の会議(以下単に「会議」という。)は、原則公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に該当し、委員長が会議に諮り、委員会がその全部又は一部を公開しないと決定したときは、会議を非公開とすることができる。ただし、委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、委員長の判断によることができる。

(1) 小樽市情報公開条例(平成18年小樽市条例第52号)(以下「情報公開条例」という。)第7条各号に規定する不開示情報を含む事項について審議する場合。

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合。

3 第2項の規定により、会議を公開しないこととした場合は、次条に規定する会議開催の事前公開において、その理由を明らかにしなければならない。

## (会議開催の事前公表)

第3条 会議を開催するときは、会議開催日のおおむね1週間前までに、次に掲げる事項を市のホームページに掲載するとともに、報道機関に資料提供を行い周知することにより公表する。

(1) 会議の名称と議題

(2) 会議の開催の日時と場所

(3) 会議の公開・非公開の別

(4) 非公開の理由(会議を非公開とした場合に限る。)

(5) 傍聴者の定員(会議を公開とした場合に限る。)

(6) その他必要な事項

2 前項の規定により公表した内容に変更が生じた場合は、速やかにこれを公表する。

## (会議の傍聴)

第4条 一般傍聴者及び報道関係者(以下「傍聴者等」という。)は、第2条の規定により会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

2 傍聴者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 傍聴者等は、会議開催時刻の10分前までに住所、氏名及び年齢を記入し、係員の指示に従い入室する。
  - (2) 傍聴者等は、委員長の指示に従い、静穏に傍聴し、会議を妨害してはならない。
  - (3) 傍聴者等は、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、委員長が認め  
た場合は、この限りではない。
- 3 委員長は、傍聴者等が委員長の指示等に違反する場合は、当該傍聴者に対し、退席を求めることができる。
  - 4 一般傍聴者の定員は、10人とする。ただし、委員長は事情を勘案して必要に応じてこれを増減することができる。

#### (会議資料の閲覧)

**第5条** 委員長は、委員会を公開するときは、会議資料（第2条第1項の規定により非公開とした会議の資料を除く。）を傍聴者の閲覧に供するものとする。

#### (会議録の作成)

**第6条** 委員会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、各委員に配布する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 会議の次第
- (3) 委員の出席及び欠席に関する事項
- (4) 説明のために出席した者の氏名等
- (5) 議題及び議事の要旨
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項

#### (会議録の公表)

**第7条** 委員会は、委員会の会議を公開したときは、会議録（会議の資料を含む。以下同じ。）の写し又は会議録の要旨をまとめた資料（以下「会議録等」という。）を公表する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、公表しない。
  - (1) 発言委員の氏名
  - (2) 非公開とした事項
  - (3) 情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報を含む事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が公開に適さないと認めた事項
- 3 第1項の規定する会議録等の公表は、建設部都市計画課で縦覧に供し、及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規程は、令和3年〇〇月〇〇日から施行する。